

議員提案第89号

軽度外傷性脳損傷にかかわる労災認定等の改正と
教育機関への啓発，周知を求める意見書の提出について

このことについて，次のとおり意見書を提出するものとする。

平成27年3月20日提出

新潟市議会議員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

遠藤哲

本 良 雄

古 泉 幸 一

皆 川 英 二

梅 山 修

青 野 寛 一

五 十 嵐 完 二

風 間 ル ミ 子

加 藤 大 弥

山 際 務

串 田 修 平

小 山 進

水 澤 仁

軽度外傷性脳損傷にかかわる労災認定等の改正と 教育機関への啓発，周知を求める意見書

軽度外傷性脳損傷（以下、MTBIと呼ぶ）は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う神経線維が損傷することにより発症します。主な症状は、手足の運動障害と知覚障害、排泄障害、脳神経の麻痺、中枢性の重い疼痛障害、高次脳機能障がいなどの重篤な後遺症があります。

2007年、世界保健機関（WHO）の報告によれば、毎年10万人当たり150人から300人が外傷性脳損傷となり、そのうち9割がMTBIを発症していると推定されており、その対策が求められています。

日本全国では、数十万人のMTBI患者が潜在していると推計されていますが、特に通学路での交通事故やスポーツ外傷が多発している昨今、子供たちがMTBIを発症する可能性も高くなっています。

この病気は、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労働者災害補償保険や自動車損害賠償責任保険の補償対象になるケースが極めて低いという現状です。就労不能となることも多く、補償が受けられないために経済的に追い込まれ、生活に窮する場合も多々あります。さらに、本人や家族、周囲の人たちも、この疾病についての知識を持たないため、誤解や偏見が生じ、職場や学校において理解されず、悩み、苦しむ状況も見受けられます。

よって、これらの現状を踏まえ、以下の事項について適切な措置を講じられるよう強く求めるものです。

記

- 1 労災保険や自賠責保険の後遺障害認定基準を速やかに改正し、軽度外傷性脳損傷を災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に加え、治療や働けなくなった場合の補償制度が受けられるようにすること。
- 1 労災認定基準、自賠責保険支払基準の改正に当たっては、直接的な画像所見のみに偏重することなく、複数の他覚的、体系的な神経学的検査方法を導入し、間接的な診断方法を採用すること。
- 1 医療機関に対しては、画像による診断だけでなく、WHOの診断基準にのっとり神経学的診断の周知徹底を進めること。また、診断、治療ができる医師をふやし、各都道府県に支援拠点病院を置くこと。
- 1 軽度外傷性脳損傷の発症の予防や放置による重症化を防ぐため、教育機関及び保護者への啓発と周知徹底を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 3 月 20 日

新潟市議会議長
志 田 常 佳

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

}
あて